

○岩沢座長 第三国定住に関する有識者会議の第4回会議を始めさせていただきます。

本日の議事次第は、資料1にあるとおりです。

本日から、オブザーバーとしてミャンマー情勢に精通しておられる上智大学外国語学部の根本敬教授にお越しいただいております。

根本オブザーバー、一言ごあいさつをお願いします。

○根本オブザーバー 上智大学外国語学部に勤めております根本敬と申します。

ビルマ、ミャンマーの近現代の歴史を専門にしておりますので、必要に応じて発言させていただければと思います。

また、私自身ここでいろいろと学びたいと思っております。難民問題にももちろん関心を持っております。よろしくお願いします。

○岩沢座長 ありがとうございます。

議事次第にありますように、本日はインドシナ難民受入れ全般についてのヒアリングを行うということで、インドシナ難民問題に関する専門家及び実際に来日された難民の方々にお越しいただきました。

早速、御紹介させていただきます。

インドシナ難民に対する日本語教育に尽力され、現在AJALTの会長をされています西尾珪子先生です。一言、御挨拶をお願いします。

○西尾氏 はじめまして。西尾珪子と申します。

ただいま御紹介がありました中でちょっと恐縮でございますけれども、AJALTとおっしゃいましたのは公益社団法人国際日本語普及協会の通称、英名の略称でございますAJALTと言われております。

日本語教育をおあずかりして、インドシナ難民の受入れ当初から本日に至りますまで関係をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

続きまして、大東文化大学国際関係学部教授で、本日のテーマであるインドシナ難民について精通しておられる小泉康一先生です。よろしくお願いいたします。

○小泉氏 ご紹介、ありがとうございます。大東文化大学の小泉です。

私の専門は、難民研究です。難民研究というのがあるということをご存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、若い方たちがどんどんその後を追っております。そして最後に今日の発表のところでも申し上げたいと思っていたのですが、研究に支えられない、研究に伴われない援助というのは、もうあり得ない時代ではないかと思っております。

私が10年前くらいですか、イギリスに行ったときにある高名な先生が私に、日本から膨大な人道支援のお金が、意図が不明確なままに出されているのは世界の援助構造をゆがめるとお話をなされたのです。

そうということで、せっかくの日本の浄財がきちんと使われるようになることを私も願っておりますので、よろしくお願いいたします。

○岩沢座長 ありがとうございます。

続きまして、インドシナ難民としての立場からということで、お2人をお招きしております。

まず、ベトナム人難民コミュニティーにおいて長く熱心に同胞の支援を行う傍ら、青少年育成のための行事、小中学校の通訳者として活躍されているはHA ANH VOさんです。よろしくお願いいたします。

○HA氏 こんにちは。ちょっと先週、風邪で、今は声が大きくなりませんが、よろしくお願いいたします。

30年前、私は主人と亡命して、途中でパナマという国が助けてくれてここに直接運んでもらいまして、日本の政府と日本の国民たちに受け入れていただきまして、今はもう日本に来て30年になりました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○岩沢座長 ありがとうございます。

続きまして、民間企業で働く一方、NP0法人在日カンボジアコミュニティーの事務局長として同胞の支援をされ、現在、外国籍県民かながわ会議の委員長も務めておられる伊佐リスレンさんです。よろしくお願いいたします。

○伊佐氏 どうもこんにちは。私が、日本に来てから今年でちょうど30年です。

日本で生活していろいろな活動をした結果を、今日はどのくらいまで話せるか、非常に不安なのですが、ひとつよろしくお願いいたします。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、本日の配付資料について、事務方から説明をお願いいたします。

○中川参事官 それでは、私のほうから御説明させていただきます。

本日は、お手元にお配りしています資料は、6点です。

資料1が、本日の議事次第です。

資料2は、法務省作成のインドシナ難民受入れにかかる法制度についての資料です。

資料3は、RHQ作成のインドシナ難民に対する定住支援の概要、諸外国における第三国定住制度に関する資料です。

資料4は、西尾先生に作成いただきましたインドシナ難民に対する日本語教育に関する資料です。

資料5は、小泉先生作成の資料です。

さらに、先ほど石井委員のほうからインドシナ難民調査資料リストというものを追加いただきましたので、これを資料6として追加させていただきたいと思います。

以上でございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、資料1の議事次第に従いまして議題に入らせていただきます。

まず議題の(1)で、インドシナ難民受入れに関する法制度等について法務省から御説明

をお願いします。

○法務省(小山) 法務省入国管理局の小山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは、私のほうから「インドシナ難民の定住許可に関する閣議了解の推移」ということで、5分程度で御説明させていただきます。

お手持ちの資料2を御覧いただければと思います。資料2の(1)と(2)がございますけれども、(1)は閣議了解の推移をチャート化したものでございまして、これに沿って説明させていただきますが、詳しい内容は資料2の(2)のほうにこれに関する閣議了解が全文掲載してございますので御参考にしていただければと思います。

それでは、皆さんよく御存知のことも含まれていると思いますけれども、簡単に説明させていただきます。

まず、「インドシナ難民の定住許可に関する閣議了解の推移」ということで、昭和50年からベトナムを初めとするボートピープルが大量に押し寄せてきたわけですが、当初は一時的に滞在を認めるという形でございまして、第三国のほうに送り出すという一時的な許可だけでございましたけれども、昭和53年4月28日のこの閣議了解によって日本での定住を認めていくという方針が打ち出されたわけでございます。

インドシナ難民は、大きく分けまして3種類のカテゴリーに分けられると思います。それが、資料にありますところの水色の部分、これは既にボートピープル等で日本に到着されて一時的に滞在されている方、この方々の定住を認めていくというカテゴリーになります。

それから、緑色の枠で囲ってある部分がございますが、これはまだ日本に來られていないけれども、アジア諸国に一時的に滞在している難民キャンプ等におられる方を日本に呼んで定住していただくというカテゴリーになります。

それから、左下のほうにオレンジ色の枠がございますけれども、これは日本で定住している方の家族がベトナムに住んでいらっしゃる場合、この方々を呼び寄せて家族統合という形で日本に定住してもらうという3つのカテゴリーに大きく分けることができると思います。

これが順番に条件とか枠組みとかが広がっていったわけですが、簡単に説明いたしますと、最初の閣議了解でございます昭和53年4月28日、これは水色の一番上の枠でございますが、既に滞在中のベトナム難民の方に日本で生活をされている方の配偶者とか親とか子、あるいは里親のある方、あるいは安定した生活を営むことのできる身元保証人のある方、こういう方についてこういう条件をもって定住を認めるということにしたわけでございます。

それが、次に2番目の水色の枠になりますけれども、約1年後の昭和54年4月3日の閣議了解でございまして、ベトナムからの方だけではなくてラオス、カンボジアに拡大したインドシナ難民の方、全般に対象を拡大した。それから、定住許可条件についても身元保証人のところを弾力的に運用するというふうな扱いにしたということになります。

それから、3番目の水色の枠でございますけれども、昭和54年7月13日、定住許可の条件が緩和されました。日本に住んでいる方の配偶者・親・子から相互扶助が可能な親族まで範囲を拡大してございます。それから、生活能力のある方については身元保証人を条件から外すということが行われております。これが、日本に滞在している方に対する定住の促進ということです。

次に緑色の一番上の枠でございますけれども、昭和54年4月3日の閣議了解においてアジアに滞在している方を日本で生活していただくということで、ここも条件的には日本人及び安定した生活を営む本邦に住む方の配偶者・親・子、それから日本と一定の地縁関係を持たれている方と呼び寄せ人がいて、就職の予定のある方及びその配偶者、子という条件でスタートしております。

それが、昭和54年7月13日に2番目の緑の枠でございますけれども、定住許可条件が緩和されたということで、血縁関係は配偶者・親・子から相互扶助が可能な親族に拡大されたということと、日本と地縁関係を有する方に関しては呼び寄せ人がいなくても定住を認めていくというふうに拡大されてございます。

それから、昭和55年6月17日の閣議了解ではさらに定住許可条件が緩和されて、同行する家族の範囲を拡大した。相互扶助が可能な親族まで、地縁関係のある方についても拡大されたということで、徐々に条件が拡大されてきたということになります。

それから、オレンジ色の家族統合でございますけれども、合法出国計画ということで、これはベトナム政府とUNHCRとの合意に基づいたものというふうに理解しておりますが、元になるものは家族に会いに来るがために、船で出国される方々が南シナ海で悲惨な状況にあったということに端を発していると思いますけれども、そういう家族の呼び寄せを積極的に進めるというふうに閣議了解がなされたということになります。

以上、総合しましてインドシナ難民の定住許可に関する促進がされてきたということになります。

なお、定住枠の拡大でございますけれども、一番下にございます昭和54年4月3日に最大500人という枠が設定されたわけですが、それが徐々に1,000人、3,000人、5,000人というふうに枠を広げていきまして、昭和60年に1万人、平成6年にはその定住枠は撤廃されたということになります。

その後、徐々にインドシナから来られる方の数は減少に転じるわけでございますけれども、最後には合法出国計画による家族の呼び寄せがメインとなったわけでございますが、その方々も減少に転じたということで、平成15年3月14日の閣議了解でベトナムからの家族呼び寄せは平成15年末をもって受付を終了するということが決定しました。

その結果、平成17年度末、平成18年3月をもって全ての家族呼び寄せの受入れが終了することになりました。これをもちまして、インドシナ難民の方々の定住受入れ政策は終了したということになるわけでございます。

以上で、私のほうからの説明とさせていただきます。

○岩沢座長　ありがとうございました。

御意見、御質問は次の議題２（２）のRHQからの説明の後にまとめて伺いたいと思います。そこで、（２）のインドシナ難民に対する定住支援の概要についてRHQから御説明をお願いします。

○RHQ(荒川)　ありがとうございます。RHQ、難民事業本部本部長の荒川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、配付資料を簡単に説明させていただきます。私のこれからの説明は時間的制約もございますので、主に資料３の「インドシナ難民受入れに関する考察」に即して御説明申し上げたいと思います。合わせて、席上に２点ほどの資料を配付してございます。それについて、一言ずつだけ御説明させていただきます。

まず、緑色の表紙のものです。これは、私どもの「難民事業本部案内」（資料３の参考Ⅰ）でございまして、お開きいただきますと、１ページ目に「沿革」ということで、このインドシナ難民定住支援プログラムを行うということとともに、私ども難民事業本部が発足したという経緯がございますので、まさに私どもの発足、活動の歩みというものはインドシナ難民定住支援プログラム実施と一体ということでございます。その辺の沿革が１ページ目に記されております。

それから、飛んで４ページ目～７ページ目くらいまでには、私ども定住支援事業の中でいわば定住後の各種施策、インドシナ難民の方々にとりましてはアフターケア事業ということになりますけれども、これまで行ってきたこと、今も行っていること、その辺を解説しております。

それから、終わりのほうには統計的な資料が１０ページ目、１１ページ目に書かれております。

それから、最後の１５ページ目以降は年表ということで、難民事業本部のいろいろな動きといったことも記してございます。追ってお目をお通しいただければ御参考になろうかと思しますので、御紹介させていただいた次第です。

それから、もう一点のものは財団法人アジア福祉教育財団が刊行しています冊子の一つでございますけれども、この中にやはり難民事業本部の発足、それから定住支援センター等におけるインドシナ難民支援プログラム及びその後のアフターケア、フォローアップといった事業の概要などがちりばめられておりまして、具体的には１４ページ～２０ページくらいまでには、かけましてそういったところが説明されております。これも追ってお目をお通しいただければ、これまた参考になろうかと思えます。

以上、配付資料の説明でございます。

それでは、主にこれから資料３の「インドシナ難民受入れに関する考察」に即して御説明申し上げます。

最初に、法務省からの御説明にございましたように、インドシナ難民の方々に対する定住支援プログラムというのは関連の閣議了解などを受けまして１９７９年に実施が決定されて

以来、姫路の定住促進センター、神奈川県の大和の定住促進センター、その後は品川の国際救援センターといった各センターで定住支援プログラムを展開してきたという歴史がございます。

ただ、それらプログラムは2006年3月をもちまして終了、インドシナ難民の受入れというものがこの時点までで一応終了したということに伴いまして定住支援プログラム、インドシナ難民を対象とするものは終了ということになっています。

ただ、その後は日本にそうして定住された方々に対するアフターケアに心を砕いて行っている。それは、もちろん現在も継続中という状況でございます。

前置きがちょっと長くなりましたが、1番目の「インドシナ定住支援プログラム概要」にまいります。プログラム内容としましては、「日本語教育」「生活ガイダンス」「就職斡旋」等の事業から構成いたしました。

「日本語教育」は、目標としては最低限、日本での生活に必要な「読む・書く・聞く・話す」の4技能を身につけるということでございます。発足当初は注にございますように429時限、約3か月間にわたってこの日本語教育を展開するというものでいたしました。これは、当時の日本国内の代表的な各種の日本語教育機関の初級日本語習得にかけている時間数などを参考にして割り出したものでございました。

ただ、何年間か、そこで実施していきましてところ、ここにございますように、就労し自活した生活を営むに足る日本語能力を養成するには十分な時間がとれているとは言えないというような検証になりました。また、こうして定住支援プログラムを終えて就職していく難民の方々を受け入れる雇用主側からも、もう少し日本語力をつけてほしいといった要望などがあります。これらを勘案いたしまして、時間数を拡大したという経緯がございます。

カリキュラムの必要時間を積み上げていった結果、1時限は45分間ということで計算してございますが、572時限としまして以来、それを継続、実施してきたということでございます。

それから、「生活ガイダンス」ということで、これは120時限を使いまして行いました。ここでは日本の社会制度、習慣や税金、社会保険など、社会での生活、すぐに役立つ内容を教育、研修したということでございます。

この注に若干戻りますけれども、1983年に国際救援センターを開所したわけですが、その前までは日本語教育の中で日本の社会生活や規則などを学習する、いわゆる生活指導というものも行っていたということだったのですが、この生活ガイダンスの重要性にかんがみまして、国際救援センター開設当初から社会生活適応訓練と称しまして、これはこれで独立したプログラムということで行っているという経緯がございました。

それから、(ハ)の「就職斡旋」ということで、就職を希望する人たちに対して職業相談などを行い、就職斡旋してまいりました。

ちなみに、1984年からは公共職業安定所などの関係機関、あるいは定住者を雇用されて

いる事業主の方々などとの雇用促進懇談会というものを定期的開催いたしまして、難民の雇用に関する情報交換に努めました。

このフォーラムは雇用促進協議会ということで現在も定期的開催しております。

それから、当時の定住支援プログラムの形式でございますけれども、姫路センター、大和センター、それから品川の国際救援センター、いずれもそれぞれの施設は宿舍と教室が同じ敷地内にあって、食堂で給食をとるといいうわば合宿形式でいたしました。センター入所中は、食事はもちろん3食提供、それからその他の雑費支給、あるいはセンターを退所するときの一時金ということですが、定住手当支給などを行いまして、さらに病気にかかった場合には医療費のほうは無償ということで行えるような手当をいたしました。

こうしてセンターの約6か月間のプログラムが明けて退所し、それぞれの地で定住ということになるわけですが、センター退所後のアフターケアということで生活相談、職業相談、日本語相談、コミュニティー支援等を実施いたしました。

この「インドシナ難民定住支援プログラムの評価」ということで、2番目に幾つか記しておりますけれども、さらにその次のページに「インドシナ難民に関する主な調査研究一覧」ということで10項目ほど立ててございます。そのうちの一番上に、私ども難民事業本部が調査研究いたしました平成5年にまとめた定住状況調査報告がございます。ここでも指摘した事柄ですが、それが2ページ目の(1)のところの評価でございます。

この時点での評価として、日本での暮らしの適応状況に関する質問では、「普通」に適応している、あるいは「良く」適応しているといった回答が全体の中の88%を占め、概して日本への定住に満足感が高いことが判明、8割くらいの方が日本にしっかり根を下ろして生きる覚悟をしているさまがうかがえるといった評価を当時いたしました。

それから、日本語教育につきましては、追って西尾先生からより詳しく御説明があらうと思いますので簡単に触れますと、各センターで提供した日本語教育は日本での生活を開始するために必要な基礎的な日本語能力の習得が目標ということだったのですが、これはおおむね達成されたのではないかと評価する次第でございます。

それから、就職・就労関係でございます。(3)にございますように、就職を希望したインドシナ難民の人たちのほぼ全員と言ってよろしいのだろと思いますが、それぞれのセンターを退所するときには、就職が決まっているというケースが多く見受けられました。それは、職業相談員による就職の斡旋、政府による種々の雇用促進の活動、雇用主側の理解と協力、こういった事柄の賜物でございますけれども、当時の経済状況としてバブル期も含めて就労機会がかなり多かった状況、それから各センターの立地もその後の就労に比較的有利、都合のよい地区であった。姫路あるいは神奈川の大和、自動車工場あるいは関連部門の立地とか、あるいは品川にいたしましても近くに大田区など、中小にはなりますけれども、そういった製造業の展開等々という立地条件というのも寄与したものと見ております。

(4)でございますけれども、地方自治体、例えば神奈川県などは、インドシナ難民の人たちのために公営住宅、神奈川県の場合は県営住宅でございましたが、入居の要件を特別に緩和していただくなど、外国人が通常困難な住宅の確保が当時は比較的円滑に行われたという状況もございました。

それから、民間団体との協力の例として、ここには日本語教育活動を1986年ころからもう始められた「神奈川県インドシナ難民定住援助協会」、現在は「かながわ難民定住援助協会」と称しておりますけれども、こちらと大和定住促進センターは長い間、緊密な協力関係を維持、発展してきたということもございます。ちなみに、この協会は現在でも神奈川県内で20クラス程度の日本語クラスを擁して活動しているということです。

こういったこともあって各地でNPOなど民間団体の方々のボランティアによる日本語教室が展開されてきている。これらに対して、私どもが承知しておりますのは、こういった取り組み支援のために文化庁によって「生活者としての外国人」のための日本語教育事業、こういったものが展開されてきているという状況でございます。

それから、「今後のフォローアップ」ということで、これはそのような定住支援プログラムを経て日本各地に定住してきているインドシナ難民の方々、あるいは難民だった方々と申しましょるか、帰化しているケースも多々ございます。

引き続きここに記しているようなフォローアップを私ども難民事業本部は展開しております。こういったことを一生懸命維持していくということは、これまた大事な事業だと認識している次第でございます。

最後に3ページ目の資料のところは簡単に触れるにとどめておきます。インドシナ難民定住支援プログラム等を中心とした事業に対する調査研究ということで、これは平成に入ってから主な調査研究を掲げたにとどめておりますけれども、10本ほどここに書いておりますが、このようなものが行われてきているということでございます。その中には、もう既にこれまでの有識者会議でも発表、説明されたようなIOM、UNHCRの調査研究に難民事業本部が御協力した経緯もございまして、そういったものもちりばめられております。ですから、それなりにレビュー、調査研究というものは重ねてきているということを申し上げたくて一覧を掲げた次第でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○岩沢座長　ありがとうございました。

それでは、ここで若干の質疑応答の時間を取りたいと思いますが、ただいまの法務省、RHQからの説明について何か御質問、御意見はありますでしょうか。

山田委員どうぞ。

○山田委員　RHQさんにお聞きします。RHQの事業内容を詳しく知らないのですが失礼なことになるかもしれないのですが、素朴な疑問です。

いわゆるインドシナ難民という方はもう30年経っているわけですね。今ここにも書かれていますけれども、今後さらにアフターケアということですが、30年も経ってまだアフタ

一ケアというのは必要でしょうか。その辺を知りたいと思います。今後に必要なのかどうか、ちょっと教えてください。

○RHQ(荒川) 手短に申しますと、必要な状況というのはなおあるということなのだろうと思います。その濃淡というか、程度とか、中身の変遷というものはありますけれども、率直に申しますといわゆる一世の方と申しましょうか、こういった方々がまだ活動されているわけで、二世、三世の方々の時代にはもちろんなつてはくるのですが、その一世の方々の日本定住が全うできるように、そういったことも念頭に、長きにわたっての支援は多かれ少なかれ継続していくべきだと考えております。

○山田委員 では、後で難民だった方、お2人にそれを含めて教えていただきたいと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

池上委員、どうぞ。

○池上委員 私も、RHQさんに質問したいと思います。

資料の2ページ目に88%の方が「普通」及び「良く」適応しているという回答であったということを積極的に評価されているわけですが、少しネガティブな否定的な見方をすると、10人に1人は「普通」ないし「良く」適応できていないということになりますね。10人に1人というのは、それなりに大きな数字だと私は考えます。そういった方、つまり10人に1人の方は一体どういう不満を持って「普通」ないし「良く」適応できていないというふうに答えているのか。もしお分かりであれば、そこを教えていただきたいと思います。

もう一つ質問がありますが、まずこの点からお願いします。

○RHQ(荒川) 私からざっと説明して、あとは私の同僚の者に若干補足をさせていただきます。

当時からそうなんですけれども、日本語の力がいろいろな生活、あるいは働いていく、教育を受けていく等の全てのとか、生活の全てのフェーズでまだ足りないのだ。そういう意味でフラストを感じて、あるいは不利な状況を有しているという回答ケースが、複数回答してもらう中で1番を占めていたと思います。

それに準じて、やはり仕事を進めていくについての悩みとか、展望とか、そういったものへの不満あるいは悩みといったものが次を占めていた、確かそのような調べでございました。

○RHQ(寺本) RHQの設立当時から働いております寺本です。

この調査はちょっと古いものですから私も正確な数字は覚えていませんけれども、あの当時に確か生活保護で生活せざるを得ない状況の者が5%ほどおりました。その他に、やはり就労がうまくいっていないというのがその程度いたということで、十数%がやはりうまくいっていないという評価を自ら下していたということです。

それで、当時の生活保護の大きな部分はやはり多家族ですね。夫婦と小さな子供がたく

さんいるために、収入が追いつかない。それから、やはり病気を抱えているケース、そういうことで私どもが見てもやむを得ないという人たちが、当時で日本人の生活保護の水準が1.5～1.8%くらい、今は2%になっていますけれども、それに比べれば高いですが、中国の帰国者などに比べるとはるかに低い数字で今でも推移しているかと思います。

○岩沢座長　ありがとうございました。もし出せる資料がありましたら、次回に出していただけるとありがたいと思います。

○RHQ(荒川)　かしこまりました。

○岩沢座長　次の質問をどうぞ。

○池上委員　今の質問の延長線上になるのですが、今後のフォローアップのところでは高齢化であるとか薬物依存などの自立困難者の問題なども指摘をされています。

私は2000年代の前半にオーストラリア、シドニーでインドネシア人コミュニティの研究をしました。ですけれども、そのときに関連して、ベトナムを初めとするインドシナ難民の方々のケアする当事者のグループ、NGOの方々に話を聞く機会もありました。同じように高齢化の問題、ケアハウスの問題であるとか薬物依存、あるいはオーストラリアの場合はギャンブルの問題も大きいのですが、そういった依存症の問題について当事者である難民であった方々がサポートする側に回っているという動きを見てまいりました。

日本の場合、そういった当事者の側がサポートする側に回るといえるのはどの程度あるのか、私も不勉強なので知らないのですが、そういった当事者の動きとの連携等についてRHQさんとしてはどうお考えですか。つまり、ここには「自治体、病院等と連携して支援」ということがありますが、当事者の団体の力づけ、エンパワーメントとの兼ね合いなどについてはどのようにお考えでしょうか。

○RHQ(鈴木)　RHQの鈴木でございます。

今日は、ベトナム、カンボジアの難民コミュニティとして活躍している方が2名見えていますので、お二人からのお話を頂戴したいと思いますけれども、比較的やはり東南アジアは親子、特に親世代を大事にするということがございますので、家族間でのケアあるいはコミュニティ間で援助をしていると認識しております。具体的には関西地域でNGOの「ベトナム・in・神戸」は当事者として薬物依存の方をケアしている。今日もできればお越しいただきたかったのですが、都合により見えていないのですが、コミュニティでもそのような活動をしていますし、カンボジアの方もNPO法人として新たに今回設立をしたという経緯もあって、そのような活動を積極的にやっていこうという動きがございます。

RHQとしましては、こういったコミュニティとの関係を強化して、入国して30年経つてとも言われますけれども、引き続き見守っていくという姿勢で対処していきたいと考えております。

○岩沢座長　ありがとうございました。

それでは、ここで次の議題に入っていきたいと思います。議題3、4、5で4人のゲス

トの方にそれぞれ御説明をいただきます。大変恐縮ですが、時間の限りがありますので、お1人当たり10分程度でお話いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議題(3)「インドシナ難民に対する日本語教育」につきましてAJALTの西尾先生から御説明を頂戴します。よろしくお願いいたします。

○西尾氏 西尾でございます。それでは、御説明いたします。

この4番のところに「難民(インドシナ難民・条約難民・第三国定住難民)受入れと日本語教育」という題を付けまして、2ページほどレジュメのようなものをつけてございますが、10分でございますので、その中でも本当に要点を拾いまして、特にその難民の日本語教育がもたらした社会への広がりということについては残念ながらお話をする時間がないと思いますので、2ページ目は後ほど、よくと言っては失礼ですが、御覧いただければありがたいと思います。

では、1ページ目の「インドシナ難民の受入れが日本語教育にもたらしたもの」というところからいたします。生活者のための日本語教育が開始されたというのは、一言で言って非常に大きな日本社会に対する変革でございました。

と申しますのは、それまでの日本語教育はどちらかと申しますと、ちょうど世界で構造言語学が中核を占めるに至ったときでございまして、構造言語学というのは初めから易しい文法的項目を連ねて、皆様中学1年のときに英語をお習いになった、いわゆる「ディス・イズ・ア・ペン」というのでよく言われます。「これは何である。」「これ、それ、あれ」というような指摘できる代名詞を使うような短文ですね。短文と名詞、そしてそれを接続する言葉の構造から始まりまして、それからだんだん難しい形容詞が付いていくとか、形容動詞が付いていく。そうして、次第に複文になっていく。このような言語教育が主流を占めるに至っております。

そのことを、中心としてはアメリカですけれども、北米大陸にそのことを特に学びに奨学金をもらって日本からの留学生が多く行かれておりまして、その方々が帰ってこられてから日本の大学にこれをきちんと根づけたわけです。それで、留学生に対する日本語教育というものが大学における形で定着いたしました。それが、何と申しまして第二次世界大戦が終わりましてから20年目にしてきちんと定着したという時期でございます。

そのときに、この難民の受入れということが起こりまして、難民の方たちの受入れということに対してこれだけの時間を取って長々と授業をしている暇はないわけで、少しでも早く日本語をマスターして、あるいは日本語で行動ができるようになって、そして自立していただかなければなりません。

その目的から、全てが変わりました。そして、それに対する日本語教育はどういうことをしたらいいのかということは、ここに文化庁から当時いただきました「研修プログラムの内容」というものがあります。枠で囲ったところでございますが、「日常生活で最低限必要な会話能力及び標識案内等の言葉の読み取り能力をつけさせることを目標とする日本語教育」があります。

そして、2番目の「日本社会で生活習慣についての基本的な知識の習得を目指す生活指導」、この2つが日本語教育の担当の者に指令を受けましたカリキュラムの内容でございました。

しかし、これは2つとも今までに起こっておりました日本語教育の筋とは全く違うものであって、御存知だと思いますけれども、外国語として覚える日本語を教えるのが、英語で言えばEFLですね。外国としての英語教育です。それが、生活者のために教えるのはESLとよく申しますけれども、第二言語としての日本語教育、この形にすり替わっていかなければ、全部移り変わる必要はないのですけれども、新しく芽生えさせなければならないという大きな提題をいただいたわけです。

それで、私どもはESLが言い換えればJSLになるわけですがけれども、ジャパニーズ・アズ・ア・セカンド・ランゲージ、これの研究にすぐ着手いたしまして、そしてカリキュラムを作ってまいりました。

まず、2～3具体的なことをお話しします。インドシナ難民の方は3か国からです。ラオス、カンボジア、ベトナム、この3国は全く言語の体系が違います。それで、フランス領でしたこともありましてフランス語を話す方は本当に若干いらっしゃいましたけれども、英語を話す方はほとんどありませんでした。したがって、せめて英語が分かっていた方たちならば方法も少しは別のものでつくれたかもしれませんが、完全に媒介語のない言語教育というものを私どもは手がけたわけです。

媒介語がないということは、結局日本語で教えるという形のもので、日本語の構造を外国語として勉強する方のように説明していく言葉がないわけですから、ずばり日本語によってあらゆる手段を尽くして教えていくという直説法を定着させる必要があったということがあります。4技能の読む、書く、聞く、話す、定住されるのですから、言語の4技能は必ず習得されなければなりません。読むだけでいいとか、聞くだけでいいとか、そういう簡単なことはできません。それから、書くこともすぐ履歴書を書くという必要も起こります。4技能が確実に同時進行していなければならないということも新しい問題でした。

生活に必要な漢字というのは、皆さん印象的に目で見ても難しかろうと思われるのですが、漢字は最初から必要なのです。本当に第1日目、第2日目から漢字が必要で、何に必要かと思いましたが、自分の住んでいる場所の番地が書けなければ迷子になったときに家に帰ってまいれません。そういう具体的な日常生活の中から必要な漢字を拾い出しまして、そしてまた指導も最初から始めたわけです。

このように、生活指導というものが入りまして、日本語の教師がそもそも日本語という言語を教える以外に日本における生活の文化ですね。あるいは生活パターン、それを一緒に教えるという経験はここにきて初めて起こったわけです。ですから、日本語の生活の中でどういう言語、単語が先に入らなければならないとか、そういうことの調査、そして集計その他のことから始めました。

一番初めにこのお話が私の耳に入りましたのは、閣議了解が起こっていいよ難民が来

るというときでございまして、最初に関西の兵庫県の姫路定住促進センターができましたが、それから2か月後に東京の大和のほうが決まりまして、その大和のほうをお預かりすることの指令を受けまして、そして具体的にこの教材をつくる準備をするところから始めたわけでございます。

「学習者の多様性に合わせたクラス作り」という、今まで経験のないことがありました。それは、同じような年齢とか同じような目的を持つ学生さんを前にするのではなく、いろいろな家族、それも年齢を申しますと大体70代から6歳ですね。学校に行く義務教育に入る6歳までの幅の方と一緒に教室で教えなければならない。年齢別に分けるほど教室数はいただけませんし、そこまで細分化することができませんでしたので、この多様性に合わせるクラス作りというものはなかなか今までにないチャレンジでございました。

というのは、その中でこれから働いて生計を保つのに中心になる人物もいれば、あるいは乳飲み子を抱えて養育するお母さんもいるわけです。いろいろな立場の人が全部いろいろなところのクラスに集まるということが起こってありました。

時間がかかりますので少し飛ばしてまいりますが、授業の総時間を429になぜ決めたかというのも、ある学校の初級クラスの終了までを綿密に、ある学校というのは国際学友会というところが西と東にございましたが、その授業数を参考にして決めてまいりました。少ないということが分かってはありましたけれども、予算との兼ね合いでそういうことになりました。

そして、移民受入れ先進国の例を取りまして、もう少し何とか延ばしていただきたいという運動を大分私もさせていただきましたが、572にしたというのは1か月延ばしたということでございます。

そして、5番目に書きました「カリキュラム、教材、教授法の研究開発」ですが、これは何もなかったところから作らなければなりませんでしたので、授業に出ている難民の方たちまで動員いたしまして、例えば1つだけ参考にお見せします。外にも置いてございまして、後で回るかもしれませんが、辞書作りから始めました。これは、ラオス語の辞書です。それからカンボジア語の辞書、用例も全部入れた辞書を作りました。それから、ベトナムの辞典はありましたけれども、難民のそれこそ生活日本語にマッチした内容のものにして、この3冊をそれぞれ別々の言語と申しましたが、そろえることから始めました。

そして、難民の方たちはそれから全員が大学に行くとか、全員が進級するというのではなくて、15歳で中学からすぐ働く方があります。ですから、すぐ働く方のためにもさまざまな専門の方々と一緒に協働作業をいたしまして間に合わせることをいたしました。

そして、それが全部間に合ってから、さあお入りくださいというのではなくて、私が参与の辞令をいただきましたのが2月8日でございましたけれども、2月29日には第一陣が入りましてもう授業開始でしたから、それまでの間にどれくらいのことをしなければならなかったかというのは御想像いただきたいと思います。

そして、このときに初めて日本語教育で手がけたのが年少者教育です。児童・生徒です。

このセンターを出てから日本語の公的學校に行くための準備段階の日本語、これはまたなかなか學校文化というものもありますし、生活のことだけでなくいろいろな教科があります。これにどう対応していくようにするかということなども課題でございました。

2枚目の7番目に書きました非識字者ですが、難民の方はファミリーでいらっしゃるから、必ずしも皆さん學校に行ってから来ているわけではないし、キャンプから直接ですから母語の文字が書けない方が幾人もいらっしゃいます。學校に行っていない方は、大人の方たちでも非識字者でありました。そういう方たちに、まず鉛筆をどう持つのかというところからお教えるような時間も必要でした。

8番目には、日本語教師に求められる技能ですね。これだけのことができれば、なかなか難民の授業には立てないという大変高いところを求められましたことに対して、教師育成もしなければなりませんでした。既に専門の教師ではありましても、これまでの日本語教育の教師ではあっても生活指導までできる、生活のための日本語教育の教師に仕立て上げなければならないということがございました。

以上のことで、長くなりますのでやめますが、そのような中で大変に多くのことをこの難民教育で学ばせていただきまして、参考に付けさせていただきましたアジア福祉教育財団の『愛』（資料3の参考Ⅱ）という雑誌の記事がございますけれども、それは今お話ししたことがぶつぶつと今のように切りませんで、流れを作りまして大変分かりやすく書き直したものでございますので、それも御覧いただきたいと思います。

以上でございます。どうも失礼いたしました。

○岩沢座長　ありがとうございます。

引き続きまして、直ちに次の議題に移りたいと思います。議題（4）「インドシナ難民の定住」につきまして小泉先生からお話いただきます。大変恐縮ですが、同じく10分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○小泉氏　ありがとうございます。大東文化大学の小泉です。先ほど申し上げましたように、難民研究をやっております。

私は、事務局の方から、お話しいただいたときに私の役目というのはおそらく包括的なエバリュエーション、評価をやってくれということだったのではないかというふうに私なりに理解をいたしました。そういう意味で、何か偉そうに全体を眺めて、これがいいとか悪いとかという立場に立っているように見えたら、それは私の本意ではありませんので、ぜひ御寛恕いただきたいと考えます。

それでは、本日は報告の機会を与えていただきましてありがとうございます。短い時間ですので、手順として、まず全体像を眺めた上で、そして最後に私自身がこう考えているということを何点か留意点として述べさせていただきたいと思います。

時間的な制約から、私は簡単にインドシナ難民などという言葉を使っているのですが、先ほど西尾先生のほうからベトナム、ラオス、カンボジアというふうにそれぞれ別だというお話がありました。私はそれに加えて、ベトナム人と言ってもベトナムの人たちはもう

千差万別なのですね。それから、ラオスの人も万別だしということでもありますので、これを一括りにしてしまうということは非常に問題があるのですが、とりあえずそのことはお話の都合上、今日はインドシナ難民ということにさせていただきたいと思います。

レジュメに沿ってまいりたいと思います。「全体的な概要」から申しますと、これは古い話なのですが、要するにインドシナ難民受入れは、当時の冷戦体制のもとでアメリカが強力に押し込んできたということだろうと思います。それで、日本政府は当時どうしてもこれは受け入れざるを得なかった。日本政府のほうにもいろいろ経緯があったことは今日は述べませんが、少なくとも難民を受け入れるようになった。

ところが、国民の人たちはもちろんのこと、政府の方たちもなかなか難民のことまでは御存知なかったのではないのでしょうか。難民というのはどういう人たちだったのか、どう処遇すべきなのか、あるいはその後どうなっていくべきなのか。先ほど何か御質問があったようですが、どこまでやるのでしょうかという話だろうと思います。

前もって知識と、方針というのはあくまでも不明確であった、不鮮明であったということはどうしてもしょうがないことだと思います。マスコミの方がおられますが、マスコミではおそらく「黒船」とか「ボランティヤ元年」という言葉が使われたように記憶しています。少なくとも日本にとっては新しい問題であった。国際性を持った新しい問題であったということは、どうしても国民の方たち、私たちを含めてどうしたらいいかと不明確な中で、当然のことながら政府の方がやっていたかなければいけない問題だったろうと思います。そういう意味で、政府主導であったということは紛れもない事実であったろうと思います。

これは、どの国を見てもやはり政府の主導ということは大事なことです。ましてや、NGOが主導でやっているという国はありません。そういうことで、どうしても行政の方たちに頑張ってもらわなければいけない分野であることは確かです。

しかしながら、前もっての準備がどうしても不可避としてなかったということ、これは悪いことではないのですけれども、試行錯誤ということは避けられない問題であったというふうに思います。それゆえ、受け入れながらやっていかざるを得ない。つまり、展望なきということですね。展望を描く。どうなっていくのか分からないけれども、まずやろうというふうなことがあったのではないかと思います。

そして、問題が出てくるたびにどうしたらいいかということでもって知恵を絞られて、そのたびに対応策を検討していった。それは、幾分良くない言い方をしますと、後手、後手であったのではないかと思います。

そして、そこに括弧で書いたのですけれども、最初の認識と対応というもの（一番最初に受入れをお決めになったときに枠組みというのがある）が大事だったと思います。つまり、その枠組みというのは一回決められてしまうと、その枠組みの中でしかおそらく改善策が図られないのであろうと考えます。

そういうふうになると、どうしても最初の枠組みというのはインドシナ難民の間

題が終わるまで続いたのだらうということであって、おそらくこれが一つの大きな問題点だらうと私は考えます。

つまり、対策というものはそこに書きましたけれども、どうしても政府が主導権を取られていますから、政府がやらなければいけない仕事です。しかしながら、どうしてもこれは横の繋がりが無い。もちろん、地域社会のところでもって受け皿がないという話もあります。そういうことでもって私はとりあえず「関係者」と書きましたが、これはRHQです。RHQは、現場でも随分と活動をおやりになったと思います。これは悪戦苦闘だったと思いますし、非常に経験を蓄積されたと思います。

それで、RHQはいろいろなノウハウを蓄積されたのだと思いますけれども、結局この試行錯誤によって何が問題であったかということになりますと、やはり難民の方たちが随分と大きな影響を受けたのではないかということはあるかもしれません。

こう言うと、随分ネガティブなことばかり言っているとお思いになるかもしれませんが、少なくとも私はそこでやはり日本人ならではのというのは変な言い方ですけども、三十何年の間に、非常に蓄積をされた。そのため援助の形は、細かく、そして丁寧な対応の仕方ができてきた。

これはもう、他の移民国に倣えとか、そんな話ではなくて、日本独自のシステムが私は組み上がってきているのではないかと思います。日本というのは世界に誇り得る非常に良いシステムをこれから作り得るチャンスじゃないかということで、私は非常に素晴らしいことだと思っております。

そして、次のところにまいります。ここまで簡単に「定住」という言葉を使ったのですが、学者に限らず、あなたはどのように「定住」という言葉を使っているのかと当然お尋ねになるのだらうと思います。でも、この「定住」というのは簡単ようで決して簡単じゃないのです。というのは、先ほどのご質問の中にもおありだったと思うのですけれども、実務の上ではもちろんのことですが、研究の上でもかなり混乱があるのです。議論があります。そして、大体「成功とは何だ」とかというふうになりますと指標なのだということになるのですが、とりあえず使われる指標というのはおそらく雇用とか医療とか、それから住居、教育なのでしょうね。

ところが、これは一応経済的な概念であって非常に目に見えるのですが、少なくとも人間というものを相手にした場合には人が満足感をもって定住をした。自分はこの国に住んでよかったなと思うのには、どうしても社会的な、心理的な、そして文化的な要因というものは目に見えないのですが、これが数多く年月とともに占めてくるのではないかと思います。

そういう意味で、レジュメに「接触の変数」と書いたのですけれども、こういうふうな要因、つまり難民というのはかなり逃亡途中悲惨な目に遭ったので、普通の移民と全く違うのです。そういうことをかなり考慮しなければならないということが、当然あったのだらうと思います。こういうものを、おそらく援助計画を立てる中で当然考慮すべき要因

ではなかったかと思っております。

そして、こういう難民の方たちというのは一応都市的な背景の方もおりなのでしょうけれども、漁民であったり、農村的な背景の人もいらしたので、やはり日本という大都市、都市型社会の日本社会に住み、関係を持つ上ではかなり困難があったのではないかと思います。

そして、当然、受入国としての日本のほうでは日本の社会制度の中になじんでもらおう。同化という言葉は使いたくありませんが、粹組みづけようとしたということがあって、難民の方たちにとってはこれもまた大きな困難であったと思います。

つまり、インドシナ難民の方たちというのは背景もばらばらですし、目的もいろいろ皆、違いますし、いわゆる生活習慣がどういうふうに変化していくのかという課題がありました。そして、精神衛生の面で難しい問題が多々あったのではないかと思います。

日本の定住政策というふうに考えますと、援助というものは、とりあえずこれらの要因が十分にまず考えられて、今後とも計画が立てられる必要があるかというふうに私は思っております。

最後の「留意点」にまいりたいと思います。留意点をただざっくばらんに8点ばかり並べたのですが、私が言いたいのは基本的には1、2、3番です。そして、4番はとりあえず簡単にご説明するとして、5番、6番、7番、8番は先ほど御説明いたしましたのでいいと思います。5番、6番、7番は、この有識者会議でもおそらく専門の方がいっぱいいらっしゃるので、私の話は必要ないと思います。

1番のほうからご説明していきたいのですが、まず政府の側が権限といいますか、責任を持ってやっておられるわけですから、そのもとで難民の人たちを日本の国に受け入れるということになります。

しかしながら、人間というのは一つの社会に入ってくるわけですから、お互いに相互作用するわけですね。そして、その相互作用の中で入ってきてよかったなとなることが非常に大事なのですが、やはり国の政策を担当なさっているお役人の方々というのは、当然のことながら難民の世話をしたりという制度とか、あるいはこの人々の保護をどうするかという制度の面を非常に重視されるし、これが非常に重要だということは分かるのですけれども、援助計画を実施する際にはどうしても入ってきた人々に対して、管理といいますと言葉が強いのですが、指導の面をどうするかという考え方がどうしてもどの国でも出てくるのだろーと思います。それを何とか少しマイルドな方向へ、少し柔らかな方向へ持っていくということが少しはできないか。これは、お願いであります。

2番目ですけれども、やはり人間というものは国際法上、確かに硬い言葉で言えば、人間の尊厳は守られるべきものがあるのだと、世界人権宣言とか、国際自由権規約とかあるのだと思います。しかし、そういう硬いことではなくて、私たちの中に入ってこられた方々というのは、将来は日本国民になる可能性があります。日本国民になるのだろーと思います。

しかしながら、その日本国民の方々が入ってくるときに、そこで何だかんだということがあって、自分は本当に日本に入ってきてよかったのかなという考えを持つようになって、これは私たちにとっても非常に損なことになるのではないかと思います。やはりウエルカムである。歓迎であるという気持ちが何とかここら辺で少し出てこないかと思っております。

第3番目の点は、もちろん今日、元難民の方たちがおいでになっているので、その人たちの口から出た言葉というのは非常に貴重なものだろうと思いますが、私自身としては、この人たちに合ったもの、この人たちが欲しいもの、してほしいこと、それを見出すための実践的な方法というのが何とかできないか。それを、ぜひ日本で新しく作り出せないかということを考えております。ぜひ制度として作っていただけないかということでもあります。

そして、そこで難民のカウンセラーとか何とかと入れたのですが、難民自身の人に聞くのは非常に良いかということでもあります。ただ、これは具体的な事柄ですので、おそらくUNHCRは都市難民の話をやっているので、どうされているのか聞いてみたいとは思っています。カウンセラーの話です。

4番にいきます。難民を受入れるのが損か得かという話がいっぱいあると思うのですが、これはカナダ辺りでも近年調査したことがあるのです。いわゆる難民キャンプから連れてきて、航空運賃を払って、そしてトレーニングをして、日本語教育じゃないけれども英語教育をやって、全部引くくるめて、難民が納める税金を引いて、一体いくらで損か得かという話です。そうすると最後のところでボランティアの人々が働いたお金を全く計算できないのです。結論は何だったのか。結局分からないということだったのですね。だから、国民の税金を使っている以上はクリアにははっきりさせて、得か損かというふうな議論はどうしても必要なかもしれませんが、実際上は難しい。根本はやはり人間相手だということで、費用対効果分析はやるべきじゃないということでもあります。

大体、私の言いたいことはもうお話しましたので、8番も飛ばしていきたいと思います。

援助というものについて私が強調したいことがあります。今回お呼びいただいたのは私にとってありがたいというふうに再度申し上げたいと思います。というのは、難民に合わない援助ですね。要らないものをどんどんくれる援助、これは援助ではないのですね。そういうことで、広い視野からニーズが評価されるというのは変な言い方ですが、それにより難民の方たちが欲しいものをもらえる。そうでなければ、いつまでも例えばボランティア団体の人たちとか、あるいは政府の方々が結局はトップダウンで援助を下ろしていくという話になってしまって、そんなものは要らないのだけれどもとなってしまうと思うのです。難民個人というのはばらばらですから、かなりきめの細やかな丁寧な援助の仕方というのがどうしても要求されるのではないかと思います。

そろそろ終わりにしたいと思います。現状を考えますと、日本のインドシナ難民の支援のこれまでの経緯から見ると、政府の方たちにぜひもう一度頑張っていただきたいと思

ます。問題の展望を描くということをどうしてもやっていただきたいと思うのですね。この重要な仕事は私は残っているのだろうということであります。そして、その展望を描くという仕事の上に、地方自治体の方々とか、地域社会とかN G Oの方々というのが共通理解を持って、そして連携をしていくということが重要だろうと思っております。

最後に申し上げます。定住というのは、いつまでやらなければならないのか。速度はどうか。これは全く関係ありません。人間というものは人それぞれによって異なりますので、残念ながら時間的な制限はないのだということで申し上げるほかはありません。以上です。

○岩沢座長　ありがとうございました。

それでは、次に議題（５）「インドシナ難民としての立場から」に入ります。ここでは、実際に難民として来日されたお２人の方からお話をいただきます。まず、HA ANH VO様、同じく10分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○HA氏　10分にならないです。お２人の先生の後に話すのは、本当に恥ずかしいです。

でも、ここに呼ばれましたので、私も一生懸命申し上げます。

皆さん、こんにちは。今日皆さんの前でインドシナ難民として日本国に受け入れてもらったことに対して話をさせてもらえる場を設けていただき、本当にありがとうございます。

まず1982年４月に母国から亡命してきた私たちにとって日本は何かも珍しく、きれいでした。追い出された母国をいつも心の中で思っていますが、何も与えてもらったことはないです。それに対して、全然知らない日本国は難民の私たちに使い切れないほどの物を与えてくれました。また、物を与えてくれる以上に、日本国は私たち難民を対等の人間として扱ってくれたことにとても感動しました。

しかし、もし各難民キャンプに日本語教室が設置されていればよかった。そうしたら完璧な支援だったと思います。キャンプでの生活は自由な時間がとても多く、その時間を勉強時間として過ごせなかったことがもったいないと感じました。

同じ環境の海外で生活をしている同胞をお互いに守り合おうという気持ちで、日本在住ベトナム人協会に入りました。私は、もともと言語が好きです。母国にいたときも、教員をしていました。日本語を習得後、就職活動の中で苦労したのは、日本語は勉強すればするほどどんどん難しくなっていたことです。年齢のせいで、覚え切れないことがたくさんあります。日本で一番苦労したことは、勉強すること、家を借りることでした。

今、日本政府に対して要望はないです。私たちは、感謝し切れないほどの支援を受けました。ただ、私の願いは、この先できれば日本の国籍を取得し、日本の国民としてこれからのたくさんの活動をし、感謝を伝えていくことです。さっき先生もおっしゃったとおりで、ここで何かが欲しい。欲しいものをいただいたら、それが一番うれしいです。ですから、私は大きな計画は全然ないですけども、お願いだけ申し上げます。

お願いするのは、これから支援するときちゃんと相手の気持ち、相手が何が欲しいか。それを支援してあげたら、それが一番ありがたいです。

以上です。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、続いて伊佐リスレンさん、よろしくお願いいたします。

○伊佐氏 先ほど、西尾先生と小泉先生から非常にすばらしい言葉を聞いて大変感謝しています。

まず、日本政府がインドシナ難民定住者を受け入れて34年になります。それは自分で調べたことなのですが、この中に海外キャンプから平和で安定な日本に来て、定住促進センターで日本語の勉強と仕事と住宅の紹介などをしてもらいました。これは、他の外国人と違ってよかったことだと思います。地域に定住してからも、難民事業部の相談窓口で相談できて、大変助かっております。

私たちは、戦争のトラウマを抱えながら、日本という外国で必死に生きてきました。今でも、言葉や生活習慣の違いから、日常生活で起こる法律その他の問題の解決は難しいです。入管や市役所の手続に苦しんでいます。言葉の壁が大きな原因です。もっと日本語の勉強をしたいのですが、働かなければなりませんので、その時間が非常に難しい。困っていることを解決する方法など、教えてほしいことが山ほどあります。

家族のために働いてきた難民一世たちは、老人になりました。肉体労働の仕事ができなくて会社を辞めさせられています。45歳くらい以上の人は、なかなか仕事が見つかりません。難民二世はアイデンティティの喪失で、就職、結婚、子育てなど、たくさん問題があります。

教育に関しては自分もそうなのですが、まともな勉強ができなくて、ポル・ポット時代はほとんど学校がない状態で、そのころから10人に2人しか読み書きができない。8人ぐらいは全く自分の名前さえ書けないというような時代もありました。そのために、日本語を習得するのは非常に難しい。

それで、コミュニティー形成について、地域ではラオス、ベトナム、カンボジアの難民定住者たちもそれぞれコミュニティーで、ボランティア活動しています。場所は、メンバーの自宅が多いです。会社から帰って、夜9時から12時ぐらいまで、電話や家に相談者が来たりということもありました。土曜日、日曜日は場所を借りて、メンバーと祖国の行事など、祖国を知らない子供たちに国の文化や芸術を伝えて親睦を深めています。

その他の活動をもっといっぱいしたいのですが、ボランティア参加者が少ないために負担がかかって、非常に人数が少ないです。活動を頑張りすぎること、家族とトラブルになる者もありました。活動にはお金が必要ですが、私たち団体を支援してくれるところは少なく、活動場所も自宅でやっていて、若い人たちを育てられませんから活動者も増えません。

そのような活動状態では、いろいろな情報を集めたり、必要な知識を勉強することもできません。残念ながら、私たちのボランティア活動組織はとても不安定です。日本人の難民定住者支援団体で事務所があって、言葉や相談窓口など総合的に難民定住支援活動を続

けているところがあります。そこに相談して助けてもらっていますが、そういった団体も少ないです。難民定住者のコミュニティーのボランティア活動も、日本人難民定住支援団体も、ボランティアを育てたり、活動するお金を集めたり、活動の場所を探したり、全部をするのは大変です。そんなことは、ほぼできない状況です。

今後について、その他に伝えたいことは、今後も日本の国や県市区町村からのインドシナ難民定住者への自立、定住支援のアフターケアが必要です。難民事業本部では、日本人の民間支援団体や地域も一緒に、インドシナ難民定住者の自立支援に取り組むことをぜひお願いします。それは、他の難民も、その方々のアフターケアにもつながると考えています。

私たちは、日常生活の中でさまざまな問題を抱えています。一人一人の問題を皆で考えて解決するためには、場所が必要です。場所があると、相談やボランティア活動や日本社会での必要な知識や情報を集められます。若い人たちに文化を教えたり、老人たちを元気にするなど、一世、二世、三世の人たちの交流など、コミュニティー活動が盛んになります。国や県市区町村に、コミュニティー活動の場所やお金の支援をお願いしたいです。

民間の難民支援団体には、相談窓口の運営や企画などのアドバイスが欲しいです。皆で協力すればできないことはないと思いますが、最後に皆さんのインドシナ難民のアフターケアの御協力をお願いします。

自分がコミュニティーに参加する一番の目的は、やはり自分の力で大変な人たちに何とかちょっとでも生活をよくしてもらう。私は30年経ってもこのぐらいしか話せないのですが、勉強していない人はもっと話ができない。30年経ってもまともに話ができないような形で、多いのはやはり工場で機械を相手に仕事ばかりして、家に帰って家族と会話するというような感じの生活が多いです。

ですから、一般的に日本でのいわゆるマナー関係とか、定期的にそういった勉強会もないために、いろいろな施設を借りたときにそういったトラブルが多く、その都度、私は謝りに行ったりという状況がずっと続いていますので、日本の先生方が教えていただくのは非常にいいのですが、やはり私たちにもそういった協力が大変必要じゃないかと思っています。まして、コミュニティーがようやく今年法人化になったのですが、まだ何もできていない状態なのです。仕事をしながらボランティアでやっているわけなので、できる範囲は限られています。

今後、そういったものをよく言えば日本社会と同じレベルに上げるには、やはり自分たちが頑張らないといけないというのは大いに認識していますので、これからも頑張りたいと思っています。

ありがとうございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

今日は、4人のゲストの方から大変貴重なお話を伺いまして、本当にありがとうございました。ここで、若干の質疑の時間を取りたいと思います。委員間の意見交換は別途予定

しておりますので、ここでは4人のゲストの方のお話に対する質問に限ってお願いいたします。どなたからでも結構です。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 ありがとうございます。難民支援協会の石井と申します。いろいろ御体験並びに過去の御説明ありがとうございました。

伊佐さんにひとつ御質問なのですけれども、難民二世の方のアイデンティティ喪失というお話を先ほどいただいたのですが、具体的にはそれがどういう形で表れてきていて、それはどういう方法があればひょっとしたら防げたかもしれないというふうにお考えなのか。もう少し詳しく教えてください。

○伊佐氏 カンボジアは仏教を信じる人が多くなっています、皆さん優しい心を持っていたのが日常の生活でしたが、日本で生活するにはやはり皆ばらばらでいろいろな地域で働いているわけなので、仲間同士のつながりですね。なかなかそういう機会がなく、日本では忙しい毎日なので自分の仕事で精一杯というのもあるのですが、やはり仲間同士会うのもすごく大事だと思います。

一番よくないのは、自分さえよければいいと思ってしまう人たちがだんだん増えているのではないかと思うのです。周りで大変な人は助け合いとか、そういう気持ちがどんどん薄くなってしまいうのは非常に残念なことでもあります。

あとは、やはり親子関係ですね。他人事ではなくて自分もそうなのですが、子供はやはり日本語がすごくうまい。うまいのだけれども、私の子供はカンボジア語を話せないです。家内とはカンボジア語を話しますが、子供とはカンボジア語は話さない。なぜならば、日本で生活する以上は、子供のために、母国語を覚えてほしい気持ちはすごくありますけれども、やはり日本社会で何とか日本の子供と同じレベルに上がってほしいので、日本語に集中してほしいと思っているのですけれども、それでもやはり全然付いていけない部分がたくさんあるのですね。

日本の子供は親とか、そういった家族構成がたくさんありますが、私たちは一家しかないですね。親と子供だけで、当然会話も少ないわけです。妻もそんなに日本語が分からないこともあって、小さいころは片言の日本語で子供と一生懸命会話をして、何とか子供が日本社会に溶け込んでほしいという希望があったのですけれども、それでもやはり日本の子についていけない場合が多いです。

いわゆる周りの環境の情報関係が違ふと思うのです。毎日同じ話をするのだけれども、日本の方はいろいろな情報で日本のシステムが普通に流れていますが、逆に私たち難民は情報が少ないこともあるし、しゃべっていることも普通の日本語とは違うということもあって、だんだん大きくずれて抵抗感を持っていく。そういう状況で、非常に困っているということはあります。

よければそういった研究書「いちょう団地発！外国人の子どもたちの挑戦」（岩波書店）があるので、その本を見たらその状況がすごく深刻だということは分かると思います。そ

れを、ぜひ関係の方に一目見ていただきたいと思います。ありがとうございました。

○岩沢座長 山田委員、どうぞ。

○山田委員 今のお話で大体、私の質問も分かったのですが、さらに聞けば、お2人とも二世の方もいらっしゃると思うのですが、二世の方が学校に入るとか、就職する場合に何か問題がありますか。つまり、何か障害というかですね。

○伊佐氏 私の子供はまだ高校生で、今、高校を辞めたいということで説得するのに必死でありまして、コミュニティー活動をやっているところでは高校を卒業したり、大学まで卒業しても差別をしているのは会社によっていまだにありますね。

ですから、そういったような形もまだあるのですけれども、学校を卒業していてもやはり就職活動がなかなか厳しい状態なのは、一般の日本の方とは違います。たとえ帰化したとしても、やはり見た目の感じ、ぱっと見て外国人だということを認識したら非常に対応の仕方は違いますね。

そういった面は、そのコミュニティーも、私が大和定住促進センターに難民で日本に来たとき、日本語を学んで職場を探すときに、そういった職場案内は非常に安心感がありましたね。私はそれをずっとやってほしいとお願いしたいのですけれども、ちょっと状況は分かりませんが、自分もそういった面で少しでもバックアップできればいいなと思っているので、多少の犠牲があっても構わないと思っています。

一番不安なのは、おそらく雇う人だと思うのです。日本の会社で、何かその人がトラブルを起こしたら誰に相談すればいいか。親も余り期待できないとか、まして外国人であるということは非常に雇う側は不安が大きいのではないかと思います。

その分、やはり不安をなくすために、誰か紹介で何かあったらすぐに相談してください、できることならばやります、というような安心感を、お互いにコミュニケーションを取ればその問題がスムーズにできるのではないかと考えております。

○岩沢座長 ありがとうございました。

では、HAさんお願いします。

○HA氏 私は、3人の子供を持っています。3人とも日本で生まれた子ですが、今までは一切問題はないです。

なぜ問題がないかと言うと、私の自分の考え方は、うちに入ったらベトナム語、外に出たら日本語で、最初から私は日本語がチンプンカンプンでしたが、難民キャンプの中に住んでいました。その難民キャンプのリーダーは神父様でしたが、神父様がいろいろな外国語をしゃべれるので、そのとき私は日本語の代わりに英語とフランス語でその神父様と話して生活しました。

そして、子供が生まれて、子供は自然に日本語を覚えてしまう。でも、私は頑張って勉強しないと覚えられない。ですから、生活しながらも日本語をよく勉強して覚えませんが、でもある程度は子供よりも下手ですから、もし子供に何かがあった場合は教えられない。見守れない。

ですから、一番大切なのは、自分の言葉を教えてあげないと、自分の言葉を子供に教えてあげて子供は理解できれば何かあった場合は教えられると私も考えた。今までは恵まれて一番上の子はもう社会人になって文字も書けるし、話せる、読める、全部普通のベトナム人と同じです。

外に出たら、私と一緒にいるときは私は黙っていて子供だけ会話していると日本人だと思われるのですけれども、私とちょっと会話をしたら、この親子は外国人だと思われてしまうぐらいで、今までは恵まれて日本は私の家族を守ってくれています。ありがとうございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それではもうお一方だけ、大森委員、どうぞ。

○大森委員 この場でお聞きしていいかどうかと思ったのですけれども、お子様がいらっしゃるということで、伊佐さんは帰化されているのですね。

○伊佐氏 帰化しています。

○大森委員 そちらはされていますか。

○HA氏 まだです。

○大森委員 お子様の国籍はどうされているのでしょうか。

○HA氏 申請しないと、自動的にはいけません。

○大森委員 できませんね。無国籍状態になっているのですね。

そういう問題についての悩みを皆様と話されたり、相談される場所というのは持っているのですか。

○HA氏 それは、実は私の家族のせいです。私は5人家族ですが、主人だけはしゃべれないから、この前、申請しに行ったのですけれども、あなたはしゃべれない。もし日本人になって何かあった場合はどうすればいいのと聞かれました。ですから、主人だけは入れない。でも、主人が入れないと、子供たちも、パパと一緒に入れないのでは、私たちは家族5人しかいないから、パパを置いてはいい気持ちではない。

でも、これからはあちこち行けるように日本の国籍がもらえないと難しくなっていくので、今度は皆、決心して、1人の娘はカナダに行っちゃったので、今は私と長男と次女の3人だけ帰化になるように考えています。ありがとうございます。

○岩沢座長 池上委員、どうぞ。時間が超過しても続けたいと思います。

○池上委員 貴重なお話をありがとうございました。

HAさんが、相手のニーズを酌み取って支援してほしいというふうにおっしゃっていました。また、小泉先生も難民自身が何を望んでいるかを聞くことが大事だということを強調していらっしゃいました。私も、それは全く同感です。

一方で、私たちのこの会議がまだ十分にできていないことは、まさに今回やってきた当事者の方々の意見を十分に聞いているかということ、私はまだ不十分じゃないかと思っているのです。

ここから小泉先生に質問ですけれども、どうやってその難民自身の声を聞くといいのだろうか。具体的には、その研究、実践的方法の開発をすべきだとか、難民自身のカウンセラーの育成をするといいということを御指摘いただいているのですが、そのための具体的な方法などについて御示唆をいただけるとうれしいと思っています。オーストラリアであれば、例えばベトナム人のカウンセラー等がいるわけですね。同じ時期にベトナムから流れてきた方々なのに、なぜ日本ではできていなくて向こうではできているのか。あるいは、日本ではどうすればそういうカウンセラーが出てくるのかということについて御教示いただけると幸いです。

○小泉氏 御質問はもっともだと思うのですね。とにかくよく言われることは、いわゆる人に対しての援助というものは、援助を与える側からの一方的な思い入れ、これが欲しいだろうという考えでしかないのだろうと思うのです。

一番理解していただきたいのは、おそらく3.11の大震災だろうと思うのです。日本の場合、おそらくこの席でもボランティアに行かれた方もいらっしゃると思うのだけれども、援助に際しては、現場の意見を反映しているだろうと思うのです。それが難民のことになると、どうしてできないのかということだろうと思います。

具体的には、やはり難民の方々が例えばメンタルの問題にいつてしまうというのは、皆がメンタルな問題を抱えているのではなくて、いわゆる自分自身が社会から排除されたというふうに考えたときにメンタルの問題が出てきてしまうのですね。少々のメンタルな問題は、例えば職場で働いている人なら誰でも持っていることですし、それは問題ないのです。

だから、「難民イコールメンタル」だという言い方をしたり、少なくともメンタルな問題を例えば直すというふうに考えが出てくるのだとすれば、やはり難民の意見というものがどうも聞けていないのではないかと思います。ストレス発散といいますか、それはコミュニティがどうなっているのか。あるいは友達がいるのか、いないのか。家族がいないのか。あるいは、その働いている場でどうなっているのか。だから、これは難民への対応の問題だと思うのですね。

ただ、計画を立てるという意味においては、これはどうしても計画を立案する段階で難民に入ってもらいなり、話を聞く必要があります。難民の方たちも日本に入ってきたときに、初めて難民になるわけですから、意見というものが出てくるかどうかというのは分からないのですが、いろいろなフェーズにおいてそれは一応オープンに、素直にそのときの状況について事情を聴取して与えられる援助、対応なりが間違っただといひますか、相手が欲しいものでないということにならないようにということとは、必要だと思います

難民の意見を聞くというのは、今ではだれでも言うことなのですね。何年か前にたまたまジュネーブのUNHCR執行委員会の場でスリランカ政府の代表が援助では難民の意見を聞けと、ああ、すごいなと思ったのです。1990年代の初めには予想もできなかったことです。国際社会でもそんなことを言うようになってきているのだなと思いました。

そういうふうにと考えると、お題目なのだけれども、例えば計画立案とか、難民の人々の恒常的な意見が流し込めるようなルートを確保しておくということがおそらく大事なのだろうと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。貴重な機会ですので、もし他にあればどうぞ。

UNHCRの小尾さん、どうぞ。

○UNHCR(小尾) 御参考までに、今、難民の意見をどうやって反映していくかということが話題になりましたので、私どもが今、計画しておりますことをちょっとお話させていただけたらと思います。

これは、もう日本に既にいる条約難民の人、それから難民申請者の人を対象として、これまで毎年のように難民の人たちに集まってもらって彼らの声を聞くということをずっとしてまいりました。今年も、今月から数週間にわたってする予定でございます。

今年に関しましては、これまでほとんど東京地域を集中的にやってきたのですけれども、ちょっと外に出てみようということで、千葉、神奈川、群馬、栃木、それから大阪、名古屋辺りまで広げまして、難民の人たちがどういう問題に直面していて、彼らがどういうことを考えており、私たちが共同して難民の人も含めて、彼らと一緒に計画を立てていくということを考えているところでございます。これはUNHCRだけではありませんで、NGOの方々、それからRHQさんにも参加していただいて行う予定でございますので、もし御希望がありましたら御参加いただければ非常に大歓迎でございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは時間も限られておりますので、これをもちましてヒアリングのほうは終了させていただきたいと思います。西尾先生、小泉先生、HA ANH VOさん、伊佐リスレンさん、今日はお忙しいところお越しいただき、貴重なお話をお聞かせいただきましてありがとうございました。

それでは、4人の方はこれで退席されますが、会議はまだ続きますので、拍手でお見送りください。

〔拍手〕

○岩沢座長 本当にどうもありがとうございました。

〔報告者退室〕

○岩沢座長 まだ議事次第の3、4が残っております。委員の方、少し延びそうですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、3の「意見交換」に入ってまいりたいと思います。本日は、いろいろな角度からインドシナ難民の受入れについて貴重な話を伺うことができたわけですが、このインドシナ難民の受入れについて、よかった点、反省点、あるいは課題等をレビューするということが必要だろうと思います。それが我々の課題である第三国定住制度を検討するに当たって重要な視点であると思いますので、本日はインドシナ難民の受入れについての説明を聞いて御感想でありますとか、あるいは第三国定住という我々の課題との関係も

含めて、もし意見などがございましたら、ここで頂戴いたしたいと思います。いかがでしょうか。

大森委員、どうぞ。

○大森委員 今お聞きしましたように、やはり言葉の問題というのが一番大きいような気がいたしますし、言葉を早く覚えた人ほどISSJの経験では適応が早かったような気がいたします。

それと、今お2人見えて、子供と母国語で話ができるという人とできないという人、これは本当に歴然と問題があらわれているなと思ったのですが、子供と話ができなくなるというのはものすごく不安だと、私どもも実態調査を何度かしましたが、それはとても大きく親側からの不安として訴えられておりましたので、やはりこの第三国定住においても言葉の問題をいかに早く、しかも日本語は非常に難しいのです。いろいろな言い回しがあって、丁寧な言葉を覚えると職場で役に立たないということをよく聞きますので、その辺をどのようにプログラムの中に取り込んでいくかということは、より深刻に考えなければいけないかと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員 今、ベトナムとカンボジアの方からお話を聞いていて思ったのは、やはり一定のコミュニティーというか、仲間が必要というお話があったのですが、この前も鈴鹿を見学したりしましたが、要するに第三国定住の人たちだけに絞って考えれば、例えば3家族だけ、それから今度行く三郷の何家族だけ、それでいいのかなと今ちょっと思ったのです。

日本にはミャンマーの方、いろいろな民族があるにしてもかなりの方がいますので、その中に溶け込んでいけばいいのだけれども、それもなかなか難しいとなると、そのパイロット事業そのものをその辺の視点で考えることも必要なかなとちょっと思ったのですが、皆さんの意見をとしたいと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

根本先生、どうぞ。

○根本オブザーバー 根本です。今の御意見に関して、私の思いをちょっと述べたいのですが、第三国定住で第一陣、第二陣が来ましたね。

それで、このカレン人の方々は、その前から日本に住んでいるカレン人の方々とかなり言語の面でも、階層の面でも、職業の面でも違うのです。したがって、日本に既に存在し、それなりの活動をしているカレン人たちとなかなか接触ができない。第三国難民でいらした方々が自ら接触するという感じでもないし、また、既に日本でも活動しているカレン人コミュニティーが彼らを支援しようという感じにもなかなかないという現実があるのです。

ですから、そういう意味では本当におっしゃるとおり、この第三国定住でカレン民族を

中心に受け入れていく限り、どうやって第三国定住で来られた方々のコミュニティを充実させて、今度は後から来る人たちを第三国定住のカレン人が支えるようなシステムをつくるか。そこが大事だろうと思います。

それから、もちろん前々から日本に住んでいるカレン人コミュニティとの接点をつかってあげるといふ努力も必要だろうと思います。

○岩沢座長 貴重な御意見をありがとうございました。他にいかがでしょうか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 小泉先生のお話の中で、政府の重要な仕事として展望を描くというお話があって、その辺について例えば法務省さんの資料の中で定住枠というものがある一つあって、最初は500人という枠を決めて定住を受け入れるということを決めているのですけれども、これが5年の間に1万人までどんどん拡大をしていくという形で、その辺のところではなぜ最初は500人で、それが受入れ体制の問題なのか、需要の問題なのかは分からないのですけれども、そういったところでやはり先を見越した展望というのがすごく大事かと思います。

その上で、自治体なりNPOなり地域との協力関係を築いていく上で、政府がやはり責任を持ってこういうことなのだという説明をしていただかないと、受け入れる自治体任せになってしまうのではないかということで、自治体の側ではやはり不安があると思うのです。

その辺の方向について、やはりこの会議である程度そういう議論もしていくんだらうと思うのですけれども、そんな感想を持ちました。

○岩沢座長 ありがとうございました。

インドシナ難民の定住枠が閣議了解で次々と広がっていった経緯などを、補足的に法務省から説明していただけますか。

○法務省（小山） 大変申し訳ありませんけれども、なぜ500人だったのか。それから、なぜ1,000人に広がったのかというのは当時の状況を踏まえてのことだと思います。細かいところは私は承知しておりませんので、ここで正確なお答えというのは申し訳ありませんけれども、できませんので御了解ください。

○岩沢座長 ありがとうございました。

大森委員、どうぞ。

○大森委員 インドシナ難民の人が入ったときから関わっているの、聞いておりますのは、最初はまさかこんなにたくさん日本に来られるとは思わなかったという予測があったと聞いております。

最初はボートピープルで、後から家族と一緒に住みたいという呼び寄せ希望がどんどん出てきたということもあって、数がだんだん増えていかざるを得なかったというふうに私自身は聞いております。

それと、外圧があったという話も聞くのですけれども、実際にどこの国からどういうプッシュがあったかということは聞いておりませんが、ただ、キャンプに残している家族が来たいと言っているということもあった。

それからもう一つは、どこの国とは申し上げないのですけれども、他の国はキャンプから資格がある人を優先的に連れて行っている。お医者さんであるとか、英語ができる、フランス語ができる、資格がある人ですね。でも、そうでない人たちが残されて引き取る国がないというときに、日本政府は人道保護ということで人道上というのを非常に重視されて、そういう人たちを引き受けようという決断を政府のほうでされたというふうに民間には伝わってまいりました。

○岩沢座長 今の点は事務局で調べて、後で可能なら補足するということです。他にいかがでしょうか。

池上委員、どうぞ。

○池上委員 先ほど私がした質問の延長線上なのですけれども、やはり当事者の声をしっかり聞く必要がある。それを、今回の第三国定住の場合にどうやって実現するのかということについて、インドシナ難民の受入れの状況をしっかりと検証して、どういう方法を取れば当事者の声を私たちはしっかりと受け止めた上でこのプログラムの今後について考えることができるか、検討する必要があるだろうと思っています。

ちょっと奥歯に物の挟まったような言い方なのですけれども、難民の日のシンポジウムでフロアから、どうやって当事者の声を聞くのかという質問を受け止めました。そのときに、私はそのコーディネートをした立場で、私たちはこれから三郷にせよ、鈴鹿にせよ、行きますので、その場でお話を聞きたいと思っているというふうに回答したのです。

実際、今回鈴鹿に行ったわけですから、そこで第三国定住で入ってきた皆さんの生の声、忌憚のない声を十分に聞けたかということ、私自身、首を縦に振ることはできないと思っているのです。

インドシナ難民のこの受入れから直接学ぶべきことというのとはちょっと違うのですが、やはりそれでもインドシナ難民で来た方が今日この場で相手のニーズを酌み取って支援してほしいとおっしゃられたことの重みを受け止める必要があるのではないかと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

中井委員、どうぞ。

○中井委員 今日、伊佐さんのお話を伺ったときに、幾つか他の方がおっしゃった点も大変感銘を受けたのですけれども、特に心に残ったのが雇用者、雇用してくれる側の不安を取り除くためのシステムづくり、仕組みづくりが必要だと言われたことです。

こういういろいろな調査が今までなされたものを見てみると、私は不勉強でちゃんと読んだわけではないのですけれども、難民の方御自身がどういうふうに考えておられるとか、意識ということは調査されていても、雇用したことがある側がどれぐらい大変な目に遭って、この間、鈴鹿で本当に生活丸抱えで苦勞しているんだというお話を奥様がしておられましたけれども、ああいうふうにどんなことがあって、私たちが知らないところで雇用者としてのどんな問題を抱えているのかというところがもう少し明らかになると、やは

り働く、生活をしていく、そこで家族を支えていくということが難民の方々にとって一番の尊厳の根源になっていくかと思えますので、そういう辺りの声が知りたいというふうに今日のお話を聞いて思いました。

○岩沢座長 ありがとうございます。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 せっかく今、中井先生からお話があったので、その部分に触れて本題のインドシナ難民の方のお話に行きたいと思えます。

今のお話で言うと、まさしく第一陣の東京に来られた方々の就職活動を支援している立場からいくと、やはり事前に雇用主の方々に、難民とはどういう人たちなのか。そしてまた、第三国定住難民というのがその中でもいかに特殊なのかということを中心に事前にきちんと社長さんや現場の方に何回かコミュニケーションを取ってちゃんと話をした上で、実際に行っていたいただいたところで、やはり日本語が足りないというふうに言われたのですね。

それで何をしたかと言うと、うちの中でも選抜したのですけれども、日本語教員の資格を持っている方をボランティアで一応募集してみたら2人ほど、地域が実はすごく東京でも西のほうのまあまあ不便なところなものですから、誰でもというわけではなかったのですが、実際、職場に張り付いてどんな日本語が求められているのかということとその職場で見て、その職場にとって必要な日本語、例えば漢字も含めてなののですけれども、全部の漢字をまんべんなくやるのではなくて、その職場に必要な漢字やら、単語やら、特に注意事項ですね。危険だというようなことを知らせるような、そういうことをちゃんとやってほしいという要望を受けました。

それで、余り言うてはいけないのかもしれませんが、私たちも今後何人かの難民を雇って頂けるかもという期待を持って、そこにちゃんとボランティアの人を派遣して、そこで酌み取った日本語ニーズに合わせて教材をその2人のボランティアの先生がつくって、それで休みの日に自宅でやるというくらいきめ細かくやらないと、職場のニーズに合った日本語にはならない。今のところ、まだこれは1例でしかないので何とも言えないのですが、それは必要だったというふうに感じます。

おっしゃるとおり、本当にこのケースがいろいろ積み上がっていけば、先輩がその後輩をどう面倒見るかというところで、そういう中では先ほどもちょっとお話がありましたけれども、1人ぽつんぽつんと孤立させるのではなくて、一定程度そこでコミュニティーを形成するという部分が必要かとも思いますし、第三国定住難民の方々だけでつくりにくいコミュニティーの場合は先輩難民の方で協力したいという方は結構いらっしゃるし、今でも一番親身になって支援されている先輩がいらっしゃるし、鈴鹿にも自腹を切って何回もカレンの難民の方は行っていらっしゃるし、雇用主の方の支えにもなっていたりもしましたので、難民の方々の気持ちに立てばそれはやろうという気持ちにはなってくれるので、いかにうまくそれを私たち支援に回る側がブリッジできるかというところはすごく重要だ

と思っています。

雇用環境のことに言え、この間、余りにも労働市場が激減しているので、過去のインドシナの時代にさかのぼって何が学べるかというのは極めて難しいと個人的には思っていますけれども、そういう中で逆に難民の方々から出てきている意見というものを、難民事業本部さん自身から、先ほど御紹介があった1993年の御報告の中でも若干触れている部分があるので、紹介させていただきます。

先ほどちょっとお配りした資料6の1ページ目の下のほうにもあるのですが、確かに88%の方の満足ということの中には、やはり難民の方々、これだけやっていただいたら普通、自分がその立場だったら感謝するに決まっているし、それを感謝しないなんていう人は余りいないというような気もする一方で、例えば同じ報告書の中で、これは日本語にかなり特化した調査だったものですから、その1ページ目の48番となっているのがそれです。

これは500人抽出されて、そのうち380人から回答があったうちの、例えば21人が3年以上経った方々ですけれども、自分の名前も日本語で書けないというようなことがあったりですとか、いろいろ経済的な不安やら、親子関係やらというようなことがこの中にもたくさん出てきています。

また、今回配っていただいた中で、私も今まで見ていたはずなのに改めて読ませていただいてすごく驚いたのは、例えば万引きで大変だったというお話とか、あとは不正待機何とかと書いてありましたけれども、要は限度を超えてずっととどまってしまった方々のお話とか、すごく生々しいレポートがここの中にもありますが、むしろこういう場はそういった実は大変だったことをシェアしていただいて、それに向けてこれから来る難民の方々に対してはどういうふうになればそういった方々を減らせるのか。もちろん殺人事件の話までここには入っていますが、それは別に過去、悪かったというふうに言うつもりもないし、彼らが悪かったというつもりはないです。

ただ、ある意味、そういった大変な苦労の後を本当の意味で学ぶためには、失敗学の勧めじゃないですが、本当に大変だったことから学ぶことがすごく重要だと思っています。それは、別にその当事者を責めるつもりもないし、こういった回顧録の中で表に出していらっしゃる内容ではあります。ぜひ今後ともインドシナ難民の研究を進めていきたいと思っている一つとして私たちがここにちょっと紹介させていただいたのは、今、文献としては134ぐらい、一応インドシナの研究とか何かのレポートとかというようなものが出されている中で、ほぼ提言のような形でまとまっているものをここに出させていただきます。

そういう意味では、最新の研究の中でやはりIOMさんが出された2008年のもので、これはベトナム人の女性だけなのですが、赤字で書かれた3ページ目の一番下の23番というのですが、1番から7番まで今、私たちが第三国定住の難民の方々に直面してやっている中で全くそのとおりだということばかりが書かれています。

ですから、過去の研究の中でもすごくそのまま、今これからパイロット後を考えるに当たって既にたくさん、実は総括的ではないとは言え、多くのポイントがここに書かれていると思います。私たちもまだ勉強の途中で、これもインターンの学生さんにある程度まとめを任せてしまったので、もう一度精査してみないとこの中身に誤解があるのかもしれないので参考までにとってお持ちしただけですし、本来、今の時点で出すべきものではないとは思いますが、せっかく今日の機会でしたので、小泉先生のものももちろん入りますけれども、これだけ多くのリッチな研究があるということを御紹介したかったことと、そういうところで改めて読み返してみると現在、私たちが第一陣の方々のお世話をしているだけでも、うん、うんと思いたくなるような内容に満ち溢れていますので、就労状況だけはやはり大分20年前、30年前とは状況は違いますが、参考になるかと思っております。ですから、今日こういう場を設けていただいたことはすごく意味もあるし、改めて私たちに気づかされるところがすごくあると思った次第です。

もう一点だけ、今後のことを考える中で、そういう意味では先行研究もインドシナ難民というのを日本だけに限らず、さっきもお話がありましたけれども、例えばオーストラリアではもう既に先輩難民の方々のコミュニティがあって、そこがきちんとお世話するという状況になっていますけれども、日本ではそれができなくて、今年NPO法人化までされたというので本当にすばらしいことだと思っているのですけれども、いろいろな先行研究の中で、小泉先生は余りそれをやるなとおっしゃっていましたが、損得話というのはすごく各国であります。

そういう中でもすごくおもしろいのが、名前もすごくてタイトルもすごいのですが、オーストラリア政府が出しているシグニフィカント・コントリビューションという何か「目を見張るべき貢献」みたいなすごいタイトルになっていますけれども、そういう中で例えばオーストラリアでも2004年、2005年ぐらいまではちゃんとそういう取り組みはなかったのに、それ以降、始まった中で地域ごとにちゃんと手当てしたところと、そうじゃないところすごい差が出てきている。

特に過疎地に関して言えば、非常に経済的な効果も大きいですとか、第二世代に関してはオーストラリア生まれの人よりも失業率が低いとか、そういったことも出されている。ということは、結局、先行投資して特に第二世代に関してきちんとその地域なり国なりに貢献してもらえ人を育てていくかという視点からいけば、おそらく難民の方々が一番やりたいであろう、自分たち一世では自己実現までは難しいけれども、二世以降に期待したいというところに、では今のこのパイロット事業は応えているのかというところの視点もぜひ入れていかれたら、その辺はインドシナ難民の方々一人一人がおっしゃっていることだというふうにこの調査からも見て取れると思っています。ありがとうございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。皆様の貴重な御意見を参考にして、今後の第三国定住の問題も考えていきたいと思っています。

今日来ていただいたインドシナ難民のお2人は、いわば成功例ですので、池上先生の御

指摘のように、あとの12%の人のことに思いをいたす必要があると思いますし、それから、インドシナ難民を受け入れた時とは就労状況が大分違ってきていることにも留意しておく必要があると思います。

大分、時間も超過しましたので、本日はここまでにさせていただきたいと思います。

次回の予定について、事務局からお願いします。

○中川参事官 次回は10月10日水曜日で、三郷市への視察を予定しております。

スケジュール等につきましては、追ってまた御連絡をさせていただきたいと思います。先ほど池上先生から、鈴鹿市の難民となかなか意見交換の時間が取れなかったというお話しがありました。できるだけ三郷市では、難民の方との意見交換の時間が取れるように時間配分を考慮していきたいと思っております。

本日は、ありがとうございました。

○岩沢座長 長時間にわたりましてありがとうございました。これで終了いたします。

以 上